

# 第 27 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 27 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信  
会議日時 令和 4 年 12 月 27 日 午後 2 時 00 分開会  
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定  
日程第 2 書記及び議事録署名委員の指名  
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 8 名）

議長	藤原 重信君	1 番	細谷 知成君
2 番	今野八重子君	4 番	金野たか子君
5 番	古内 嘉博君	6 番	中村 亨 君
7 番	鈴木 力男君	9 番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 9 名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（0 名） 8 番 及川 建則君  
三陸町地区越喜来地域 鈴木 学 君

事務局出席者

局 長	小松 哲 君	局長補佐	佐々木浩久君
主 事	菅野 由夏君		

午後2時00分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第27回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。昨夜、テレビを観ておりましたら、ニュースで、コロナ渦で3年目の年末ということになっておりましてね、ああ、3年になるのかなと、そんな思いでテレビを観ました。現在の農業委員会の皆様も、その中で役職を担い、2年を経過したなど。出張などの機会が制限され、外との交流も少なかったなど、そんな思いをしながらテレビを眺めておりました。なかなか先が見えませんが、来年は良い年になってほしいものと思っていますところであります。

ご報告になりますが、皆さんもお手元にも西和賀町の資料が渡ったと思いますが、12月7日に3回目の地域農業マスタープラン実践塾をリモートで参加いたしました。豪雪地帯の西和賀町の発表が、私にとっては大変参考になりました。そこで、是非皆さんにもその資料をお渡しして、目を通していただければと、そう思ったところであります。この集落は、約150人の集落なようではありますが、減少し続けている中で、平成22年に集落の再生を掲げて、食の環境、すなわち山の幸を生かしてですね、一人ひとりの笑顔輝く集落の実現のための取り組みが始まったようであります。その発表でありました。どうぞ目を通していただければ有難いなど、そう思っているところであります。

本日も慎重審議をお願いをし、挨拶といたします。よろしく願いを申し上げます。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は8名、推進委員は9名であります。欠席の通告のあった農業委員は8番及川建則農業委員の1名であります。また、欠席の連絡のあった推進委員は三陸町地区越喜来地域鈴木学推進委員の1名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（小松哲君） それではお手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第26回総会以降の経過報告です。11月30日、令和4年度農業者年金加入推進セミナーに藤原会長がウェブで参加しております。12月1日、全国農業委員会会長代表者集會に藤原会長がウェブで参加しております。12月2日、戸田市長退任式に藤原会長が出席しております。12月5日、令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会に農業委員並びに推進委員計12名がウェブで参加しております。12月6日、令和4年度農業経営者セミナー、認定農業者交流研修会は欠席しています。12月7日、地域農業マスタープラン実践塾③に藤原会長がウェブで参加しています。12月18日、令和4年度気仙地方就農相談会に藤原会長、古内農業委員が参加しております。12月22日、令和4年度いわて農林水産躍進大会は欠席しております。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。1月4日、令和5年度大船渡市新年交賀會に藤原会長が参加予定です。1月25日、令和4年度大船渡地方振興研修会に参加を予定

しております。1月26日、北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進活動研修会に参加を予定しております。次回の第28回総会は1月27日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上です。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には9番熊谷玲子農業委員、1番細谷知成農業委員を指名します。

○議長（藤原重信君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書2ページをお開き願います。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1番、登記地目は畑、現況地目は山林、面積は233㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理は12月6日であります。続いて番号2番、登記地目は畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は合計で585㎡。権利を取得した理由は相続。届出及び受理の日付は11月30日であります。議案書3ページをお開き願います。番号3番、登記地目は田及び畑、現況地目は畑、雑種地及び山林、面積は合計で4,222㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は12月5日となっております。議案書4ページをお開きください。番号4番、登記地目は田及び畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は合計で5,030.57㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は12月8日であります。議案書5ページをお開きください。番号5番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は344㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は12月8日であります。以上です。

○議長（藤原重信君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書6ページをお開きください。議案第1号農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記地目は田、現況地目は畑、面積は662㎡。権利区分は売買。転用の目的は、譲受人が営む事業の資材置場及び駐車場としており、当該農地は第2種農地に該当しますが、当該土地が公衆用道路と山林に挟まれ、北側に接する農地も休耕状態であり、他の農地に影響しないという一般基準を満たすものと思われま。また、土地の購入の支払い及び土地の整備工事の費用の負担が確実であることは、金融機関の残高証明書により確認をしております。次に番号2番、地図は2ページをご覧ください。登記地目は宅地及び畑、現況地目は畑、面積は合計で405.86㎡。権利区分は売買。転用目的は、現在、借家住まいの譲受人が居宅を新築するためとしており、当該土地は第2種農地に該当しますが、宅地及び宅地に至る通路に挟まれた家庭菜園程度の農地でありまして、また、土地購入及び居宅の建設が確実であることは金融機関への借入申込書の内容などから確認しております。次に番号3番、地図は3ページをご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は385㎡。権利区分は贈与。転用の目的は、当該農地の北側の土地を取得している譲受人が駐車場及び漁業用の資材置場として使用するためとしており、当該土地は第3種農地に該当するため農地転用に支障はないところであります。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。番号1番について報告をいたします。調査は12月22日、譲渡人及び譲受人からの聞き取りと現地の確認を行いました。初めに地図をご覧くださいますが、地図の中央に申請地があります。その右側、東側になりますが、譲渡人のご自宅があります。そして、申請地のやや右下に居宅を示す枠とありますが、その下に同じような枠が記載されています。ここが譲受人の自宅になります。現地の状況ですが、少し背の高い草などがあり、一面雑草が生い茂ってしまいました。もう一度地図をご覧くださいますが、この地図には書かれていませんけれども、この付近には申請地の西側に沿って北側から南側に小さな川が流れています。以前は、この小川沿いに上流から下流まで田んぼが多くあったそうですが、今は1枚も残っておりません。譲渡人も昭和の終わり頃まで田んぼとして使用していましたが、その後は休耕田となり、年に一度くらい草刈りをする程度になったそうです。しかし、高齢になり、また、数年前

から足腰が不自由になったこともあり、最近では管理も行き届かなくなったため、現在のようになっているとのことでした。そのような時に譲受人から当該地を譲ってほしいかとの話があり、この度、譲渡することにしたとのことでした。譲受人は現在、会社を営みしていますが、転用理由に記載のとおり、従業員の車や作業車などで現地が手狭になっていることから、自宅に近い場所で管理しやすいこともあり、普段使いの少ない車両置場や資材置場として利用したいとのことでした。なお、申請地の東側は市道、西側は小川を挟んで山林、南側は法面、北側には休耕畑がありますが、ここも申請地同様に雑草地となっており、転用されることによる影響は特にはないものと思われまゝす。以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めまゝす。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可することに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第1号2番について7番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○7番（鈴木力男君） 7番鈴木です。農地法第5条の規定による許可申請について、申請人より聞き取りと現地調査をした結果を報告いたします。

12月26日に申請人の息子さんに電話で聞き取り調査をし、その後、現地確認をしました。息子さんによりますと、譲渡人も高齢となり、現在は福祉施設にお世話になっており、畑作業もできなくなったことにより規模縮小を考え、業者さんに処分をお願いしたということでした。当日、譲受人に電話で聞き取り調査をしました。自宅の新築を考え、土地を探していたところ、業者さんより紹介があり、当該地の取得を決めたそうでございます。隣接する農地に対する影響については、当該地の西側には農地はございますが、あまり広くない農地でありまして、日陰などによる影響はないものと思われまゝす。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めまゝす。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可することに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 続いて議案第1号3番について三陸町地区綾里地域畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第1号3番について、調査報告をいたします。12月24日午前、譲渡人から、また、譲受人には直接お会いし話を聞きました。それによると、譲受人は以前同じ町内の別の地区に居住しており、震災後、移転して空き家になっていた譲渡人の居宅を譲り受けました。地図にあるところの西側のところですが、ところが、庭が狭く、漁業をやっている関係上、資材置場等が是非必要だということで、譲渡人から贈与という形で取得したということでありました。周りには耕作地等は見受けられず、申請理由からいっても特に問題ないものと見てまいりました。以上、報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第2号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書7ページになります。議案第2号農地法の運用について第4（1）及び（2）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

議案書8ページをお開きください。あわせて地図は4ページをご覧ください。なお、地図の最終ページに参考資料として現地の写真を添付しておりますので、ご覧ください。番号1番、台帳地目は田、現況地目は雑種地、農業振興地域外にあり、面積は3.96㎡。耕作状態はその他となっておりますが、この土地、分合筆により公衆用道路と宅地の間に取り残された狭小の土地で、耕作には適さない土地であると考えられます。次に番号2番から14番ですが、今年度の農地パトロールの際に担当委員が現況を確認して事務局に非農地と通知したものになります。番号2番、地図は5ページ、参考資料は2ページになります。台帳地目は畑、現況地目は山林、農振農用地区域外にあり、面積は8,851㎡。耕作状況は荒廃地化で、長期間耕作していないため樹木が繁茂する状況となっております。番号3番、地図は6ページです。参考資料は3ページになります。台帳地目は畑、現況地目は原野、農振農用地区域外にあり、面積は496㎡。耕作状況はその他であります。公衆用道路と

山林に挟まれた狭小地で、耕作に不向きな土地となっております。番号4番、参考資料は4ページになります。台帳地目は畑、現況地目は雑種地、農振農用地区域外にあり、面積は75㎡。耕作状態は荒廃地化となっており、こちらも公衆用道路と山林に挟まれた狭小地で、一部に樹木が生えた状況となっております。番号5番、参考資料は5ページになります。台帳地目は畑、現況地目は雑種地、農振農用地区域外にあり、面積は7,677㎡。耕作状態はその他となっており、山林に接する農地であったところ、山林部分が拡大しており、また、傾斜地のため耕作に適さない状況となっております。番号6番から番号8番は状況が類似しておりますので、あわせてご説明いたします。地図は7ページ、参考資料は6ページになります。番号6番、番号7番、番号8番は3筆とも台帳地目は畑、現況地目は山林。いずれも農振農用地区域外にあり、面積はそれぞれ360㎡、915㎡、335㎡。耕作状態はいずれも荒廃地化で、現状は周囲の山林の一部となっているため、既に耕作には適さない状況となっております。番号9番から番号13番は近接する農地になります。地図は8ページ、参考資料は7ページをご覧ください。番号9番、台帳地目は畑、現況地目は雑種地。続く番号10番、番号11番、番号12番、番号13番は台帳地目が田、現況地目が雑種地で、いずれも農振農用地区域外にあり、面積はそれぞれ2,472㎡、2,101㎡、3,028㎡、1,397㎡、3,639㎡となっております。耕作状態はその他及び荒廃地化となっておりますが、参考資料8ページの下段の航空写真に示すとおり、民家から遠く離れておりまして、約1.4kmほど離れたところになります。この間の道路も荒れ、農地として復旧するためには重機等が必要と見込まれますが、それを持ち込むことも容易でなく、鹿や熊などの獣害があつて、耕作には適さない状況となっております。番号14番、地図は9ページ、参考資料は8ページをご覧ください。台帳地目は畑、現況地目は雑種地、農振農用地区域内にあり、面積は3,215㎡。耕作状態はその他で、柿などの木を植えていたようですが、収穫はしておらず、周囲から一段高い土地であるため農業用機械などを搬入する方法がなく、既に耕作には適さない状況となっております。次に番号15番、地図は10ページ、参考資料は9ページをご覧ください。台帳地目は畑、現況地目は山林、農振農用地区域外で、面積は3,749㎡。耕作状態は荒廃地化で、県外に住む所有者からの申請によるものです。昭和50年頃に父親が死亡し、鳥獣被害などもあつて耕作を断念したとのことでもあります。当該土地は吉浜川と用水路の間にあり、大部分は山林となっております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について2番今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番（今野八重子君） 2番今野です。議案第2号1番について調査報告いたします。12月24日、午前11時30分過ぎに現地の確認をしました。地図よりも写真の方を見ていただいた方が分かりやすいのですが、道路と水路に挟まれた狭い三角形の土地で、手前の方から2、3m入ったところの約4㎡ほどの狭い雑種地です。ここが別の方の土地に挟まれ

ているそうです。その後、所有者宅を訪問して、話をお聞きしました。震災後のある日、どこの固定資産税を納めているのだろうと気になっていた。というのは、所有者もこの土地がそこにあったというのが分からなかったということになると思います。この隣の三角形の土地は別の方の所有で、所有者の土地に挟まれている。道路の南側の休耕田の残土で、面積が小さい。隣地所有者の父親が稲作をしていた頃から知っているので、この場所をその方に譲ることにしたということで、農地から外すことになったそうです。以上です。調査報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について、本委員会において「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番の「農地」に該当するか否かの判断については本委員会において「農地」に該当しないことと決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 議案第2号2番から14番については、私、藤原から説明をいたします。

それでは、議案第2号の2番から14番までをまとめて説明をさせていただきたいと思えます。いずれも何年か前から、非農地判断をした方がいいのではないかなと、そう思っていた農地であります。今年の農地パトロールでそれを感じましたので、12月8日に事務局と一緒に再度確認をして、ご報告をするものであります。

2番については、写真を見ていただければわかりますけれども、山の中の傾斜地で既に荒廃地化をしております。所有者は死亡されまして、その家族から耕作しない旨を確認しております。

3番と4番であります。公衆用道路を挟んでそれぞれ向かい側にあたるんですが、お互いに。細長い傾斜地の農地で、既に灌木が繁茂しておりまして、荒廃地化が進んだ雑種地と見た方がいいのかなと、そう思っております。2番の方は、所有者のお父さんが亡くなった当初に家族の方から確認をしておりましたし、3番の方からもご本人から確認をして、耕作しない旨の話をいただいております。

5番については、これも先ほど説明があったように、自宅の後ろ側の方、裏側の方なんですが、高台になっておりまして、農業機械を使うこともできないような場所で、以前は葡萄をそこで栽培していたそうですが、所有者は最近亡くなりました。健在なうちに確認しておりまして、農地としては今後利用しないということをお話されておりました。

6番、7番、8番について、同じ所有者であります。ご自宅の北側と南側に位置する農地ではありますが、長年耕作してこなかったし、傾斜地で農業機械も入らないような場所で荒廃地化が進んでおりました。周囲は山林であり、ご本人の気持ちとしては、もう使えないなど、そう思っているということで、よろしくお願ひしたいということをお話されておりました。

それから、9番、10番、11番、12番、13番については先ほどの説明のとおり、集落の中心地からかなり離れておりました、山の中にあります。荒廃地化が進んで雑種地になっているなどというふうに見受けられましたし、9番、それから、10番及び12番の所有者は既に亡くなられて、家族からも農地として使わないという話をいただいておりますし、11番及び13番についてはまだ健在でありますけれども、ご本人も高齢で、もうあそこ奥の方には行くことはないだろうなど。農業委員会の方でよろしく頼むからということをおっしゃってまいりました。

それから、14番については、これも所有者のご自宅の上の方なんですけれども、高台にあります。農業機械が入らないようなところでもあります。先代の時代に農業者年金を受給するために栗や柿を植えたんだそうですけれども、今はその手入れ等はしないよということで、農地として利用しないから外すというような話を聞いてまいりました。以上でご報告を終わりたいと思いますが、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号2番から14番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。何か意見ありますか。特にないですか。村上委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。参考の5番の下の写真なんですけれども、当該地のほかに記載してある地番、これは議案に載っていないんですけれども、これは何のためにあるの。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 当該地以外の地番というのは、すみません。隣り合う土地が、ここが坂道になっているんですけれども、それより一段高くなっているということを示したくて、こういう書き方をしたんですが、これらの地番はそのとおり審議には関係がない土地でしたので、すみません。記載というか、余計なことを書いてしまいました。大変申し訳ございません。

○議長（藤原重信君） よろしいですか。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） はい。

○議長（藤原重信君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番から14番について本委員会の意見を全て「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号2番から14番の「農地」に該当するか否かの判断については、本委員会の意見を全て「農地」に該当しないことに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 続いて議案第2号15番については三陸町地区吉浜地域菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員（菊地久寿君） 推進委員の菊地です。議案第2号の6番について報告いたします。12月25日に現地を確認しました。当該地は、国道45号線吉浜大野入口交差点から吉浜川沿いに1kmほど上流に向かった沢にあります。全体に20mほどの雑木が生えており、地面には大きな石が転がっておりました。吉浜川に接しており、表土もほとんどない状態です。地目は畑であります。私が幼少の頃、約40年以上前から山林の様相を呈しており、農地への回復は極めて難しいと見てまいりました。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号15番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号15番について本委員会において「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号15番の「農地」に該当するか否かの判断については本委員会において「農地」に該当しないことに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第27回総会を閉会いたします。

午後2時48分閉会